

○技能試験車及び技能試験官の指定等に関する規程の制定について（例規）

（昭和48年 3 月26日例規第 7 号）

〔沿革〕 昭和59年12月例規第24号、平成 4 年 5 月第28号、12年10月第45号、13年 4 月第17号改正

この旅、技能試験車及び技能試験官の指定等に関する規程（昭和48年 3 月奈良県公安委員会規程第 3 号）が制定され、昭和48年 4 月 1 日から施行することとなったので、次により適正に運用されたい。

記

1 制定の趣旨

本年 4 月 1 日から普通免許に係る技能試験が道路において行なわれることとなったのを機会に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第 6 項および同条第 7 項の規定に基づき技能試験において使用する自動車および技能試験に従事する警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定等について必要な事項を定めたものである。

2 運用上の留意点

第 7 条に定める技能試験官に対する新任教養及び現任教養は、次表により運転免許課において行うものとする。

新 任 教 養			
項 目	科 目	時 間	
		新規指定者	再 指 定 者
一 般 教 養	運転免許制度の教養	2 時間以上	
	試験官の心構え	2 時間以上	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 時間以上	
	運転心理	3 時間以上	
	計	10時間以上	2 時間以上
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60時間以上	4 時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20時間以上	3 時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50時間以上	4 時間以上
	試験官として必要な自動車の運転技能	90時間以上	8 時間以上
	運転免許試験に関する法令等の知識	30時間以上	2 時間以上
	計	250時間以上	21時間以上
実	技能試験の実施に関する知識	20時間以上	3 時間以上

務 教 養	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150時間以上	15時間以上
	自動車の運転技能に関する採点方法	120時間以上	10時間以上
	試験実施基準に関する知識	130時間以上	12時間以上
	計	420時間以上	40時間以上
合 計		680時間以上	63時間以上
現 任 教 養			
現任の技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について月10時間以上の教養行うものとする。			